

佐藤方宣編『ビジネス倫理の論じ方』ナカニシヤ出版、2009

『経済論集』関西大学経済学会、第60巻第2・3号、2010

はじめに——なぜいまビジネス倫理か——

企業倫理、経営倫理、職業倫理というように訳し分けて使われているビジネス・エシックス (business ethics) という用語は、従来のコンプライアンス (法令遵守) を意味するところにとどまらず、営利活動を展開する企業と、その影響を直接・間接に受ける労働者や消費者、家庭、地域住民、途上国の人びと、自然環境との緊張関係を表現する用語になりつつある。近年の数々の食品偽装事件とか、CO₂削減に消極的なアメリカや日本の大企業の姿勢を見ていると、企業と倫理とは本来対立的であり、果たして企業倫理という概念が成り立つのか、という根本的な疑問さえ生まれてくる。しかし、このような根本的な疑問を抱えながらも企業倫理にたいする関心が高まってきた背景には、国境を越えてビジネスを展開する多国籍企業の社会的力がかつてないほど大きくなり、その社会的責任を問う議論が高まっていることがある。例えば、アメリカの経済雑誌『フォーチュン』が2007年に発表した世界企業上位500社 (国別で見ると、アメリカ162社、日本67社、フランス38社、ドイツ37社、イギリス33社) は、世界市場で取引される商品の54%を生産している。また、ウォルマートやエクソン・モービル、ロイヤル・ダッチ・シェルなどの企業売上高は3000億ドルを超えており、それはオーストリアやデンマーク、インドネシアといった中規模の国民国家のGDPに相当するほどの大きさである。巨大企業の社会的責任を問う問題群として、環境保全、雇用と労働条件、途上国の児童労働の搾取、人権侵害、安全・品質 (製造物責任)、内部告発、誇大広告、インサイダー取引、人間の生存にとって不可欠な水のような基本財の商品化、戦争の民間化 (民間軍事企業) などがある。2000年に発足した国連グローバル・コンパクトは、法的拘束力もたないとはいえ、多国籍企業が守るべき人権、労働、環境、腐敗防止に関する10原則を定めている。

I 思想史的視点からビジネス倫理の論じ方を問う試み

本書は、企業が経済のみならず政治や文化 (消費文化を含む) や軍事の面においても巨大な影響力 (社会的力) をもつにいったことを背景にして活発に議論されている企業倫理の「論じ方」「問われ方」に、経済思想史または社会思想史の視角から焦点を当てることを通じて、ビジネス倫理を問うこと自体の意味を先行研究よりも深く掘り下げた、注目すべき共同研究である。

本書の序章は、ビジネスを「個人や法人その他の団体が経済主体として日々執り行なっている商品・サービスの生産・購入・販売に関わる諸活動」(6ページ) と規定して、「倫理はなぜ、そしていかにビジネスの問題となるのか」、「ビジネス倫理をいかに問うのか」という問いを提起し、この問いに思想史的視点から挑むことを本書の課題として設定する。この課題がどこまで達成されたかは、本書の執筆者たちが、ビジネス倫理に批判的な2つ

の有力な主張をどれだけ超える議論ができたか、にかかっている。ひとつの批判的主張は、社会の基本的ルールを守りつつ利潤追求の活動に専念することに企業の経営者の使命を限定し、経営者に社会的責任（社会的目的）を委ねることは自由の破壊につながる、とするフリードマンの議論（『資本主義と自由』）である。もうひとつは、現在の企業倫理の流行が必要な政治的改革を妨げているという認識から、経済的秩序に倫理的要素を持ち込むことを警戒するコント＝スポンヴィルの議論（『資本主義に徳はあるか』）である。本書は序章および7つの章から構成されているが、これらの章を、やや強引であるが2つの系列に分類することができる。第1章、第3章、第6章、第7章は、企業またはビジネスと倫理的要素（社会的責任）との対立を想定し、この対立が公共的討議（公共性）またはコミュニケーションによって調整されるか、という方向で議論を進めている。この場合、企業は、市民社会またはグローバル市民社会のなかの構成要素の一つとして考えられている。第2章、第4章、第5章は、公共的討議に訴えることも、また経済主体として企業を想定することもなく、競争や利己的人間や消費者主権といった市場の論理から出発してどこまで社会的責任や倫理的要素に関わる問題を議論できるのか、という試みを意識的に行っている。この2系列の議論が意図的に配置されていることは、ビジネス倫理の論じ方を問うという本書の課題にとってふさわしいと思われる。

以下、7つの章を構成する論考を二つの系列に分けて個別的に紹介・検討し、それぞれの論考のねらいと特徴を明らかにすることにしたい。個別の論考の特徴を明確にすることが、結果的に、本書の特徴と意義を明らかにすることにつながる、と考えるからである。最後に、本書全体にたいする若干のコメントと感想を述べる。

II ビジネスにとって倫理（責任）とは何か——市民社会の構成要素としての企業

すでに指摘したように、第1章、第3章、第6章、第7章は、ビジネスにとって倫理とは何か、何が企業倫理の主要な構成要素（管理・運営にともなう職業倫理、社会にたいする責任、安心と安全、他者にたいする寛容、何のために働くのか、等々）なのか、なぜ環境や社会にたいする企業の責任は問にくいのか、といった問題を考察している。

第1章「企業とビジネス——社会的責任はどう問われたのか」（佐藤方宣稿）は、まず近年の日本における企業の社会的責任に関する議論（例えば、コンプライアンス問題）を紹介し、法人企業の社会的責任とは何か必ずしも自明なものになっていないことを指摘する。そして、ビジネス・エシックスが初めて本格的に研究された1920～30年代におけるアメリカの論争を検討し、巨大な株式会社の管理・運営に従事する専門職であるビジネスマンの「職業倫理」として、企業の社会的責任が要請されたこと（ドーナムの社会的責任論）、社会的責任の意味の解釈は時代状況とともに変化したことを明らかにする。また、社会的責任の内実をめぐる論争では、『近代株式会社と私有財産』（1932）の著者の一人であるパーリによる株主にたいする責任説（信託された権力を株主の利益のために行使する責任）と、ドッドによる利潤機能・社会奉仕機能の複合説（究極的に法を作り出す世論が、法人

企業を、利潤を作り出す機能と同様に社会奉仕機能をもつ経済制度と見なす方向に進んでいる)が紹介される。さらに、1960年代に再びハイエクによって株主にたいする責任説(株主の信託者としての経営者)が主張されて、これが多数派になっていく過程が興味深く説明される。この章を読めば、企業の社会的責任をめぐる議論の原点や基本的対立点分かる。章の最後で、企業活動の社会的影響についての公共的討議の必要性が指摘されている。

第3章「仕事と組織——誰のために働くのか」(中澤信彦稿)は、企業の不祥事(例えば、雪印乳業食中毒事件での製品回収決定の遅れ)がなぜ相次ぐのか、その根底には組織内のコミュニケーション不全、とりわけ、中間管理職が部下の労働へのモチベーションを引き出すのに失敗していることがあるのではないかと、という問題関心から出発する。現代の巨大で複雑な仕事とビジネスの現場の最大の問題点は、働くことの意味が見えなくなっていること、とりわけ「誰のために働くのか」(承認願望)が見えにくくなっていることにある、と分析し、中間管理職の組織リーダーとしての役割は、従業員がこの「誰」を実感して働くことの意味を再発見するための触媒になることである、と主張する。この章は、アダム・スミスが『国富論』で論じた分業論を、コミュニケーションの主体としての人間とその組織についての理論として読み直しながら、企業組織にとって働くことの意味の再発見が企業倫理の重要な構成要素になりうることを示している。

第6章「食と安全——何が問われるのか」(板井広明稿)は、日本の食料自給率の低さ、食品偽装問題、食品添加物問題といった現代における食の問題が、食の倫理に関わる安全(測定可能な量的概念)と安心(主観的な概念)に関する問いを含んでいる、ということを指摘する。そのうえで、思想史における「安全」の問題としては、最高価格の設定によって量としての食料を確保しようとしたベンサム統治論が、食の倫理に関しては、われわれは何を食べるべきかという規範的な問いが、食の倫理的規準(透明性、公正、人間性、社会的責任、ニーズ)との関連で説明される。やや残念なのは、統治からみた安全の問題と食べることにかかわる倫理とが、バラバラに議論されていることである。両者が関連をもって分析されていないのは、選択や行為が目に見えない、さまざまな他者に与える影響への責任という視点が弱いからではないだろうか。

第7章「企業と国家——国境を越える責任」(中山智香子稿)は、巨大企業による国境を越えた経済活動にともなう倫理的・社会的責任の問題をいかに論じたらいいのかについて、ドイツ歴史学派をめぐる経済思想史における論争から生まれた経済学の対立的構図を参照基準として考察した論文である。悲観的な結論を引き出しているが、議論の過程では、経済思想史の観点と国境を超える企業活動の影響にたいする責任(とくに環境破壊にたいする責任)とが切り結ばれるかたちで分析されていて、読み応えのある展開となっている。とくに、表「グローバリゼーションと国家の位置」(223ページ)がおもしろく、経済学に社会政策という倫理的要素を取り入れたドイツ歴史学派とその立場をグローバル化の文脈で代表する保護貿易・環境政策(B)、経済学から倫理的要素を排除して経済学を純化させたオーストリア学派とその立場をグローバル化の文脈で代表する市場原理的自由主義(C)、

国家が国際化・グローバル化の推進主体になり国家と企業の相互依存関係が進展した文脈における経済と倫理のあり方 (A) ,国家・企業のグローバル化による人間と自然への破壊的影響に対抗するオルタナティブ運動 (D) という4つの次元の図表化は、企業と倫理、あるいは経済学と倫理を考察するうえで重要と思われる。この章の著者は、国家と企業が結託して国境を越える経済活動をすることによって、倫理的社会的責任の所在があいまいになり責任が葬られている現実を、結論として引き出している。評者が読みながら期待していたのは、ドイツ歴史学派の現代的意義であり、企業と国家が結託したグローバル化の文脈において経済学はいかに倫理的要素を再び取り入れることができるか、という問いの考察であった。

III 市場の論理から倫理をいかに論じるか

第2章、第4章、第5章は、市民社会あるいはグローバル市民社会の構成要素としての企業、あるいは慈善心や利他心といった市場経済が想定する経済人とは違った人間像を前提することなく、ミクロ経済学のロジックから利己心を前提にして倫理をいかに論じるかという、いわば挑発的な試みである。

第2章「社会的企業——どこまで何を求めうるか」(高橋聡稿)は、市場や政府でカバーしにくい福祉や環境やコミュニティなどの分野において急速に広がりつつある新しい事業展開(非市場志向の強いNPOと区別して、社会的企業と呼ばれることが多い)が、小さな政府路線(日本でいえば構造改革という市場化政策)と結びついてきた経緯を確認する。そして、社会的企業(協同組合、共済、アソシエーション)が、善意や自発性を前提しなくても、利己心を前提とするミクロ経済学の論理、具体的にはM・ブキャナンのクラブ財の理論によって説明可能であることを論証しようとしている。

第4章「競争と格差——何のために競うのか」(太子堂正称稿)は、他者を蹴落とし勝ち組になり続けることを強制される「潰しあいとしての競争」が競争の本来の理念か、と問いかげ、ヒュームやスミスの経済思想を掘り起こしながら、競争の意義は社会の上層(強者)のためではなく社会の下層(弱者)の消費や生活の水準を高めることにある、と主張する。また、ハイエクの議論を紹介しながら、各人にとって競争の意味は、期待が裏切られ何度も競争から「降りる」ことを通じて自分の適性や自分自身の立場を認識することにある、と指摘する。しかし、労働市場における競争から永続的に排除された貧困層や非正規雇用が増加している今日の文脈では、競争のための機会均等の条件を確保するルールや政策措置が必要ではないだろうか。競争の出発点における格差が小さく各人が適性と努力と卓越を競うようなフェアプレイのルールを、競争の理念のなかに取り込むことができな

いだろうか。

第5章「消費者主権——お客様は神様か」(原谷直樹稿)は、主に生産者側の責任を問題とする企業倫理の議論では落ちていた、消費者の行動の望ましき、およびその社会的影響にたいする責任(安ければいいのか、という問いに含まれている問題)を取り上げる。責

任主体としての消費者（消費者が自らの効用を最大化するために望ましくない行為をする可能性もある）という論点を、経済学のテキストで説明されているものとはかなり異なる消費者主権の理念を最初に提起した、ウィリアム・ハットの立論に立ち返って考察し、消費者主権の規範性を掘り下げて検討する興味深い論文である。この論文で紹介されたハットの主張と命題、とりわけ、「消費者主権によって実現される主要な価値は、厚生最大化ではなく、他者の欲望への寛容である」という命題、自由と寛容の精神を育み政治的・社会的安定を促進するという消費者主権のもつ規範的価値についての命題は斬新な論点で、今後のより詳しい展開が期待される。

IV 若干のコメント

以上、本書の各章を比較的詳しく見てきたように、各章は必ずしも「経済思想史的視点から企業倫理の論じ方を考え、その論じ方を経済思想史の文脈に位置づける」という、序章の問題設定に沿って展開されているわけではない。編者執筆の第1章の末尾で提起された、公共的討議とビジネス・エシックスとの関連が、本書を通じて深められずに終わっているのも残念である。本書にたいするこのような感想は、グローバル化と多国籍企業の巨大な社会的影響力という21世紀初頭の文脈において、経済学と経済思想がいかに倫理的要素を再び取り入れることができるか、という問いについての考察を、各論文が本格的におこなっていないことから生まれているように思われる。とはいえ、第1章、第3章、第6章、第7章では、ビジネスにとって倫理とは何かについて、第2章、第4章、第5章では、ミクロ経済のロジックから倫理がどのように論じられうるかについて、興味深い考察がおこなわれている。本書は、コンプライアンス（法令を遵守し、企業不祥事のような、社会から非難される行為をとらないこと）という用語で語られるような、標準的な企業倫理の論じ方とは質を異にするビジネス倫理の新しい論じ方に、経済思想史の視点から確かな道を拓いたといえよう。